

神奈川県規則第 号

競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則

競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、電気工事、管工事」を削り、「4等級に、」の次に「電気工事、管工事若しくは」を加える。

別表第1の3中

建物	記念品・贈答品	百貨店における販売物品	福祉・介護用機器	建物	記念品・贈答品	福祉・介護用機器	教材・教具
教材・教具	その他の物品			その他 の物品			

を

建物	記念品・贈答品	福祉・介護用機器	教材・教具
その他 の物品			

に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

工事の種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事及び管工事	舗装工事	水道施設工事	造園工事
A	7,000万円以上	3億2,000万円以上	6,500万円以上	4,500万円以上	6,500万円以上	2,500万円以上
B	3,000万円以上 1億8,000万円未満	1億6,000万円以上 4億4,000万円未満	1,500万円以上 9,000万円未満	2,000万円以上 1億3,000万円未満	3,000万円以上 1億8,000万円未満	5,500万円未満

C	600万円以上 7,000万円未満	3,500万円以上 2億4,000万円 未満	3,500万円未満	600万円以上 4,500万円未満	6,500万円未満	2,500万円 未満
D	3,000万円未満	9,000万円未満		2,000万円未満	3,000万円未満	

別表第3（第3条関係）

等級	工事の 種類	建築工事	電気工事及び管工事	水道施設工事
	B		1億6,000万円以上 5億7,000万円未満	1,500万円以上 1億1,000万円未満
C		3,500万円以上 3億1,000万円未満	4,500万円未満	9,000万円未満
D		1億1,000万円未満		4,000万円未満

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 入札参加資格の認定の有効期間が令和9年3月31日までの場合における入札参加資格の認定については、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和9年4月1日以後に公告する指名競争入札について適用し、同日前に公告する指名競争入札については、なお従前の例による。